

環境保全型農業直接支払交付金

もうかるブランド推進課

環境保全型農業直接支払交付金の取組について

1 環境保全型農業直接支払交付金制度の概要

(1) 趣旨

農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献するため、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、直接的な支援を行うものであり、平成23年度に制度が開始された。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として改正され、支援対象が「農業者個人の取組」から「農業者の組織する団体の取組」に見直された。

このことにより現在では、地域でまとまりもった面的取り組みに繋がるよう一層の推進を行い、環境にやさしい農業のさらなる拡大に向け取組推進を行っている。

(2) 支援概要

エコファーマーにおいては、化学肥料・化学合成農薬の使用を県慣行レベルから5割以上低減する取組みと合わせて行う、下表の取組が支援対象。

支援対象取組	交付単価（10a あたり）
カバークロップの作付け	8,000円
堆肥の施用	4,400円
冬期湛水（地域特認）	8,000円
草生栽培（地域特認）	8,000円

化学肥料・農薬を使用しない有機農業に取り組む農業者については、8,000円／10aを交付。ただし、そば等雑穀・飼料作物は3,000円／10a。

2 平成27年度の推進方針

制度が変更されたこともあり、市町村等と連携し、きめ細やかな制度周知を実施し、環境保全型農業の取組面積拡大を推進した。

3 平成27年度の実績

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	同左前年比
実施市町村数	10	13	15	16	13	－3
取組面積(ha)	53	70	81	99	119	＋20
内5割低減	8	8	17	24	31	＋7
内有機農業	45	62	64	75	88	＋13
交付額（千円）	4,176	5,546	6,435	7,909	9,395	＋1,486

4 平成28年度の方針及び実績見込み

(1) 方針

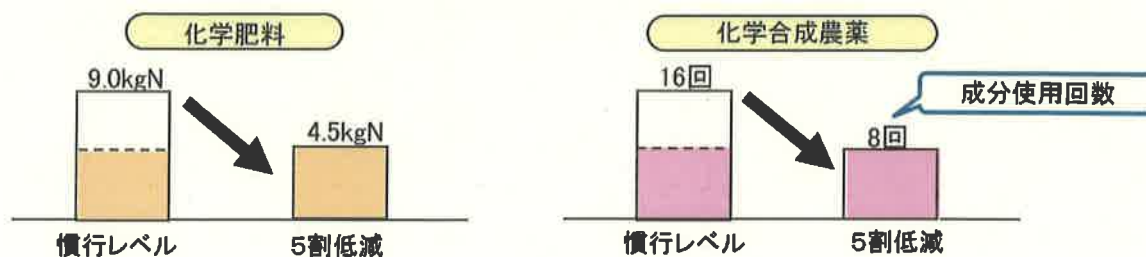
県内における環境保全型農業の定着のため、市町村や農業者団体等へのパンフレットの配付等を通じ、更なる取組面積の拡大を推進する。

(2) 申請状況

申請市町村数…12市町、取組面積…201ha（内5割低減92ha、有機農業109ha）

【エコファーマーの場合】 10アール当たり8,000円（国と地方の合計）
（ただし、たい肥の取組は、4,400円）

1 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する



+

2 次の取組のいずれかを実施



カバークロップ(緑肥:レンゲ)作付
(レンゲを栽培して土壌にすき込む)



冬期湛水管理
(冬場に水をはって生物相を多様に)



たい肥の施用
(一定の条件を満たしたたい肥を施用する取組)



草生栽培
(園地に麦類や牧草等を作付けする取組)

【有機農業に取り組む農業者の場合】

10アール当たり8,000円（国と地方の合計）



有機農業
(化学肥料・農薬を使用しない取組)